

			子ども用エプロンを出してあげる
10:55	主まごとから紙芝居場所へ移動して子どもにも話かける 星食の時刻を知らせ、片付けを説く 紙芝居を読むために子どもたちを落ち着かせる	電車で遊ぶ子とと一緒に遊ぶ 4人 お人形をおんぶさせてやる2人「ねんねん」	おままごとの相手をする おままごとの相手をする 子どもを膝に抱き、相手をする 紙芝居をするのでお片づけに促す おもちゃを子どもと一緒に片付ける
11:00	一斉の歌を歌う 紙芝居の始まりを期待させる。14人 周囲で待っているが、落ち着かないのでCが援助する	お片づけの合図 遊び用具を子どもと一緒に片付ける 片付けた子から紙芝居のところへ行くように促す11人	エプロンをして昼食の準備に入る そばにいる子どもの手を洗う 紙芝居をみない子ども一人を相手にしながら、三角巾をし、子どもには、ふきんをわたし、テーブルを拭くよう声掛けをする ひとり一人の子どもの食事用前掛けを椅子に掛ける 調理室に昼食を取りに行く (一人の子どもを連れて) 台を拭く お皿、お椀、ご飯、おかず、フルーツを台にのせ、部屋へ運ぶ (子どもと一緒に伸しながら)
11:05	歌うたう 一齊で紙芝居を読む	紙芝居を見るため子どもへ声かけをする 6人 ひざに握わらせる1人	子どもに声をかけながら、配膳を始める 子どもにより、量が違うので、それを確認しながら、おかず、ご飯、スープ、から並べる スープの足りない分を取りに調理室にとりに行く 水道のところに来た子どもの手を順番に洗うように援助する タオルで拭くことを一人できるよう援助する
11:10	紙芝居を読む 鼻汁を拭く	手洗いの援助 3人→テーブルの前へ座らせる 手洗いの援助 2人→テーブルの前へ座らせる	座った子から、どんどん前掛けをつける 準備ができるたら食べるよう、伝える
11:15	手遊びやうたを歌う 低月齢児から名前を呼び、時差をつけながら2人づつ手洗いに向かわせろ。周囲の子どもが少數になる	手洗いの援助→パンドエイドの交換1人、 食事をしている子への声かけ「おいしいね」	押入れから、蒲団を出して、15名分の蒲団を敷く
11:20	担当する食事テーブルに着く 口ぬぐい用お手拭を配る エプロンの曲がりを直す 2人 味噌汁をこぼしたので椅子を下げ洋服拭を拭く 床にこぼれた味噌汁を拭きとる 新しい味噌汁を冷ます 偏食と食事の迷み具合の打ち合わせ	食事の援助 7人、声かけ「モグモグ」「おくちに入れて」「こぼれたね」「こっちが残っているよ」「おかずも食べて」	昼食を食べている子どものところに戻り食事の援助 上手に食べられない子どもへは、口に運んであげている

	応答しながらお含みをする。2人 移動しながら箸の持ち方を直したり、いすを整える	
11:25	味噌汁を渡す 野菜中心にお含みをする 7人担当 テープルを拭き、洗面所で洗う 鼻汁拭き	食事の援助7人、声かけ「モグモグ」「おくちに入れて」「こぼれたね」「こっちが残っているよ」「おかげも食べて」 こぼれたの拭く
11:30	食事が終わりはしゃいでいる子をトイレに誘う トイレに入った子を室内から焼き、声をかける トイレ前で、個別は磨きをする 歌一曲分	食事を終えた子の食器の片づけを助ける 歯磨き1人 食事をしている子への援助「もぐもぐ」 1人
11:35	着替え中背中の鞆創膏貼りづき、援助にきた看護士と相談 バジャマ着替え援助	備蓄き2人 食事の子への援助2人 バジャマの着替え2人(タンスから着替えを出し用意する。個別に着替えをかごに入れ確認する) 着替え
11:40	一人ひとり布団の傍にいき布団をきせる4人	ズボンを脱がす、排泄の援助2人 バジャマの着替え、個別に用意する3人
11:45	寝付けず動きまわる子の布団を近くに移動する5人	排泄の援助、 バジャマの着替え 2人+2人

		子どもの手拭く 保育士はエプロンを取る
11:50	バジャマ着替えを手伝う	バジャマの着替え 2人+2人 トイレを確認 (汚していないか)
11:55	移動しながらトントン、声かける	午睡に促す（全体への指示）抱っこのお人形を渡す 子どもの近くでトントン2人 別の子に「ねんねしよう」と声をかける 周りの子の様子を確認
12:00		午睡に促す（全体への指示）抱っこのお人形を渡す 子どもの近くでトントン2人 別の子に「ねんねしよう」と声をかける 周りの子の様子を確認
12:05		午睡に促す（全体への指示）抱っこのお人形を渡す 子どもの近くでトントン2人 別の子に「ねんねしよう」と声をかける 周りの子の様子を確認

図表4-6 A保育園の保育士の活動分類

クラスの状況【児童の数15名：保育士数3名】

	排泄	清潔	食事等	着替え	午睡	掃除	遊び等	親との対話	連絡帳等	打ち合せ等	事務	その他
9:00			▲									
9:05	▲	○ ■	○▲■							○▲		
9:10	○▲	▲■	○ ■	○▲			○			○		
9:15		■	▲■	○▲			○ ■					
9:20			■				○▲■					■
9:25	▲						○▲■	■				
9:30							○▲■					
9:35							○▲■			○		
9:40	○ ■	■		■			○▲■	▲				
9:45	○						○▲■			○ ■		
9:50							○▲■					
9:55	▲	▲					○ ■	○				
10:00							○▲■			○		○
10:05	▲						○▲■			▲		
10:10	○						○▲■			○		
10:15	○						○▲■					
10:20	▲						○ ■					
10:25	○▲		○				■					
10:30			○▲				■					
10:35	○	○▲■		▲■			○ ■					
10:40	○▲■		▲■				○ ■			○		
10:45	■	▲	▲■		■		■	○▲		○		
10:50			■		■		■	○▲■		○ ■		
10:55							○▲■					
11:00	■	■					○▲					
11:05	■	■					○▲					
11:10	○▲	▲■					○					
11:15	▲	▲			■		○					
11:20	○	○▲■								○		
11:25	○▲	○▲■										
11:30	○	○▲■	▲■									
11:35	■	▲■	▲■	○▲■						○		
11:40	▲■	■		▲■	○							
11:45	▲	■	■	▲■	○							
11:50	▲	■	■	○▲■								
11:55	■		■		○▲■							■
12:00	■			■			○▲■	■				
12:05												

○は保育士A、▲は保育士B、■は保育士Cの活動をあらわす

II. 研究報告書

第1章 保育の人的環境と保育の質に関する資料及び文献考察

第1章 保育の人的環境と保育の質に関する資料及び文献考察

保育所入所児童は、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などの中で生活している。保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとってきわめて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であるため、これらの環境が子どもの健やかな成長を支えるものとなるよう、計画的に環境を整備し、工夫して保育することが、保育者及び保育関係者すべてに課せられていると考えられる。

主として物的環境のあるべき姿について検討した昨年度に続き、本年度は人的環境について検討を行う。そこで本章では、保育所の人的環境としての配置基準を規定している児童福祉施設最低基準の改善経過を整理し、人的環境に関する先行研究、海外の動向について概観する。

第1節 児童福祉施設最低基準制定の変遷

まず本節では、保育所の人的配置について、その法制面での根拠となっている「児童福祉施設最低基準」(昭和23年制定)が、保育士(保母)の配置に関して、どのような状況の中から、どのようにして定められ、その後どのような変遷を経て現在に至っているのか、制定前の法制度、制定後の法令等、文献をもとに調査・研究し、その最低基準が果たして来た役割と意義を考察する。

(1) 児童福祉施設最低基準制定の経緯

①日本社会事業協会作成の児童福祉施設最低基準案(昭和22年11月23日)

平成19年度研究において関連文献の蒐集・整理によって明らかにしてきたように、現行の「児童福祉施設最低基準」は、昭和23年12月29日に省令として公布されたものである。

この基準作成に当って、当時の厚生省は、児童福祉法案が成立した直後の昭和22年11月28日に日本社会事業協会(全国社会福祉協議会の前身)に作成を依頼している。児童福祉法第45条によって、児童福祉施設の設備及び運営について最低基準を定める必要があり、そのため民間事業者側の意見を取りまとめていく必要があったから、戦前より社会事業を組織化し、牽引してきた日本社会事業協会に依頼したのであろう。

その後、児童福祉法は昭和22年12月12日に公布され、昭和23年4月1日にはほぼ全面施行となっていくが、依頼を受けた日本社会事業協会は、直ちに協議会を組織して研究、討議に入り、厚生省職員も加わった上、早くも昭和22年12月22日には「児童福祉施設最低基準案」を作成し、厚生省に提出する。

内容は各施設共通の一般事項と施設種別ごとの基本事項に分けて、網羅的、具体的に記述されていた。そのうち、保育所の保母配置基準は、次のとおりであった。

○保育所最低基準

第5 職員 乳幼児担当数

満二歳未満 5人

満三歳未満 10人

満四歳未満 20人

満五歳未満 25人

満六歳未満 30人

尚、事情により適当な年令の混合編成をすることが出来ること。

その他、乳児院最低基準では、「哺育者(保健婦)は、収容児2、5人につき一人の割に置くこと、哺育者は原則として保健婦とし、止むを得ない場合は乳児哺育に適する他のものを代用してもよい、収容児中幼児のある場合には哺育者のうち一名は保姆とする。」としていた。

養護施設最低基準では、「児童15~20人に

保母 2 人、児童 20~30 人に保母 3 人……」という保母配置基準を提言していた。

あとがきで、「本基準は児童福祉施設が児童の福祉を実現するために、必要にして欠くことの出来ない科学的、実験的な最低基準である」と述べているように、当時の実践家、関係者の自信と理想が溢れた内容となっている。

②最低基準制定の背景

まず、短期間に最低基準案が作成できたのには、次のような背景、基盤があったと考えられる。

第一は、新憲法が昭和 21 年 11 月 3 日に制定公布され、すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しようとする基本的理念が、その後の児童福祉施策の基礎となり原動力となっていたことである。昭和 22 年 12 月に制定された児童福祉法は、「児童福祉十年の歩み」が記すとおり、「これまで児童政策に流れていた要保護児童の保護から、それを超えて次代の社会の担い手たる児童一般の健全な育成、全児童の福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての総合的法律であり、画期的な社会立法であった。これにより、従来の児童保護事業に新しい意義と力を与えられたばかりでなく、実にわが国の児童の福祉の進展に礎石をおいたものであつた。

第二は、当時の政策担当者や社会事業家・団体には、G H Q の示唆する「最低基準」を作成していく実践的蓄積ができていたことがある。

当時の厚生省児童局企画課長の松崎芳伸が記しているように、G H Q のマーカソン氏から借用したものにもワシントン州の基準があり、アメリカで社会福祉事業の実践的活動をし、戦後、厚生省嘱託となっていた浅賀ふさ氏が翻訳したものが、社会事業協会児童部の編纂した「児童福祉施設最低基準案」に重要なヒントを与えている。

また、「生活保護法の解釈と運用」を著した当時の社会局保護課長小山進次郎は、その中で「我が国において社会福祉施設に最低基準を設定することについての研究は、大正時代よりなされていた」と記している。戦前の社会事業に関する文献は十分ではないが、松崎芳伸が著した「児童福祉施設最低基準」によれば、1919(大正 8)年 5 月、当時の内務省地方局は、アメリカ・ワシントンで開催された米、英、仏、伊、白等の集まる国際会議「児童保護協議会」に出席し、「児童の労働と教育、母と児童の健康に対する公共の保護、特別なる注意を要する児童」に関する国定の標準である「最低標準」について論議されたことが報告されている。大正 15 年の第一回児童保護事業大会において、内務省社会局が、「託児所の施設は女子の職業問題、生活問題に関連して居ります。…託児所は事業の性質上経営が困難であります。これに対して相当に政府並びに公共団体に於いて、補助助成の途を講ぜねばならぬ。…社会局に於いては別に法令を作製しして、幼稚園にて救はれざるもの向社会局に於いて面倒を見ようとする即ち託児所準則と云ふようなものを作りたい。」と行政説明をしている。このように、当時の国の方針には社会事業にかかる「最低基準」を作成していく準備は十分にできていたことが推測される。

また、中央社会事業協会は、昭和 5 年 11 月の第 2 回全国児童保護事業大会において、社会局に対して「託児所令制定要綱」を提起し、託児所は「生後六十日以上ノ乳児、三歳未満ノ幼児」を対象とし、「保育婦一人ノ保育スル乳幼児数ハ約五人以下 幼児数ハ約二十人以下トシ 之ニ適當数ノ助手又ハ乳母ヲ配スペキコト」と要望している。

小学校の校長を歴任し、7 年の外国生活歴のある植村義一郎は、昭和 9 年に著した「託児所経営の理論と実際」(現代日本児童問題文献選集 14 所収)の中で、「保母の員数全国の平

均によると一学級の児童は凡そ四十となっている。併し最近個別教育の叫びが強調されて、一学級児童数は三十人以下たるべしとの要求が起っている。西洋では二十五人程度のものが多く、随つて徹底した教育が施される訳である。小学校は託児所に比較すると児童年齢が長じて居り、又児童に学ぶべき義務意識が多分にあるに拘わらず、二三十を以て適當と認めているのである。……現在の多くの託児所に於ける実況より吟味して、先づ幼児の場合には託児二十人を限度として一名の保姆を要する。乳児の場合には乳児七八人につき保姆一名と子守一名を配する必要がある。」と実践家の立場から託児所のあるべき姿を提起している。

一方、行政や研究機関などによる施設調査も進められており、昭和 15 年度に中央社会事業協会社会事業研究所と愛育会愛育研究所が実施した「本邦保育施設に関する調査」によれば、「保姆一人の受持ち幼児数の平均は、幼稚園が 32.3 人、託児所が 32.9 人」だったと報告している。

③児童福祉施設最低基準(省令)の制定

厚生省は、日本社会事業協会児童部の作成した「児童福祉施設最低基準案」を基礎として、児童福祉法第 45 条の「厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聞き、児童福祉施設の設備及び運営について、最低基準を定めなければならない」の規定に基づき、昭和 23 年 4 月 22 日 第一回中央児童福祉委員会を開催し審議に入っている。実地踏査も経て、5 月 18 日「児童福祉施設最低基準」の案を得、6 月 3 日 GHQ へ「児童福祉施設に対する政府援助に関する決議(最低基準について)」を提出する。GHQ の示唆を受け、何度かの改訂を重ねた末、9 月 3 日 GHQ の許可が下り、財政的裏づけも確保した上、12 月 29 日「児童福祉施設最低基準」(厚生省令第 63 号)公布の運びとなるのである。

公布時の保育所の職員にかかる規定は次のとおりであった。

(職 員)

第五十三条 保育所には、保母及び嘱託医を置かなければならぬ。

2 保母の数は、乳児又は満二歳に満たない幼児おおむね十人につき一人以上、満二歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。

この最低基準は、社会福祉施設の最低基準として我が国初めてのもので、まさに画期的な意義を有するものであったが、当時の社会的、経済的事情に対応して定められたもので、「今後の国民経済の進展と国民生活の向上に照応して逐次たかめられてゆくべきもの」とらえられていた。

(2)保育所に関する児童福祉最低基準の変遷

戦後、経済復興、経済成長が進むにつれ、この最低基準は徐々に改善されていくが、ここでは、保育所の保母配置の変遷を中止にして整理しておく。

①昭和 23 年 12 月 29 日制定時(第 53 条第 2 項)

保母の数は、乳児又は満二歳に満たない幼児おおむね十人につき一人以上、満二歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。

児童福祉施設最低基準制定にかかわった松崎芳信がその著「児童福祉施設最低基準」で述べているように、「厚生大臣の定める最低基準は、ゾルレンの要求を含めつつ、しかもザインの実情からも遊離しないということに制約されており」、「児童福祉施設の現状の平均値に近いもの」で、「現在の国家財政、国民経済という基礎組織が許しうる限りにおけるゾ

ルレンということ」であった。

当時の財政事情を反映したものであろうか、年齢区分と配置人員は中央社会事業協会案と比べ、かなりの隔てがあるのは否めない。おそらく当時の幼稚園の受持ち人数や託児所の平均的な職員数が参考になったと推測される。

なお、昭和 27 年度より、2 歳児について、 $10 : 1$ の予算措置が図られ、昭和 37 年度より、3 歳未満児について、 $9 : 1$ の予算措置が図られた。

②昭和 39 年 5 月 11 日改正(第 53 条第 2 項) ※昭和 39 年 4 月適用

保母の数は、乳児又は満二歳に満たない幼児おおむね八人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね九人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。

日本の経済も高度成長に向かう時期の昭和 37 年 7 月、中央児童福祉審議会から、次のような内容の意見具申を受けた厚生省は、初めて最低基準の見直しを図った。

0 歳児と 1 歳児は $8 : 1$ に改善され、2 歳児以上を 2 歳児と 3 歳児以上に区分を変更し、2 歳児は $9 : 1$ に改善された。

しかし、財政上の制約もあり、意見具申の内容は直ちには反映されず、以後逐次改善していくこととなった。

「児童福祉施設最低基準の改善に関する意見具申」昭和 37 年 7 月 16 日中央児童福祉審議会 「児童福祉施設最低基準改訂の中間報告」(厚生白書 昭和 37 年度版 所収)

運営の近代化により、昭和 23 年に制定されたまでの現行基準では適正を欠くに至つたので、35 年 8 月以来検討を続けていたが、37 年 7 月とりあえず職員の数について意見を取りまとめ、中間報告が行なわれた。

検討に際しては、業種ごとに経営に経験を有する人々から意見を徴し、これを第三者よりなる小委員会で討議したのち最低基準部会を経て審議会の決定をみたもので、まず職員の実態、業種間の均衡、労働基準法や他法令との関係に留意し、次の根本方針に沿つて検討が加えられた。

(ア) 施設内児童待遇の適正化

(イ) 職員の労務管理の合理化

すなわち、上方針に基づいて、国民生活の向上発展に適応せしめて児童福祉をじゅうぶん保障するとともに、国民の経済的負担から許容できる限界に留意しながら現行の行政方針に即して定数を検討した。

12 業種にわたる施設のうち助産施設と児童厚生施設を除き 10 施設について決定をみたのであるが、各業種につきおもなる改善内容を抄記するところとおりである。

○養護施設 両者を通じて児童 8 人につき 1 人

○乳児院 両者を通じて乳児 2.5 人につき 1 人

ただし、総数の $1/3$ 以上は保健婦または看護婦とする。

○保育所 3 歳未満児 6 人につき 1 人、3 歳児 20 人につき 1 人、4 歳児以上 30 人につき 1 人

③昭和 40 年 12 月 28 日改正(第 53 条第 2 項)

※昭和 40 年 4 月適用

保母の数は、乳児又は満三歳に満たない幼児おおむね八人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。

「満二歳に満たない幼児」と「満二歳以上満三歳に満たない幼児」はまとめて「満三歳に満たない幼児」と区分の改正があった。その結果、2 歳児については $8 : 1$ となった。

なお、昭和 41 年度より、3 歳未満児について、 $7 : 1$ の予算措置が図られた。

④昭和 42 年 10 月 11 日改正(第 53 条第 2 項)

※昭和 42 年 4 月適用

保母の数は、乳児又は満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。

この改善により、3歳未満児の 6 : 1 体制が確立した。

また、3歳児については、25 : 1 の予算措置が図られた。

⑤昭和 44 年 5 月 20 日改正(第 53 条第 2 項)

※昭和 44 年 4 月適用

保母の数は、乳児又は満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

この改善により、3歳児の 20 : 1 体制が確立した。

なお、この改善の図られる前年の昭和 43 年 12 月に、中央児童福祉審議会より次のような内容の答申があったが、最低基準の改正には至らなかった。しかし、昭和 44 年度から、所定の設備及び職員等が充足されている保育所において乳児保育特別対策が実施され、乳児が 7 人以上の指定保育所については、保母の配置が通じて 3 : 1 となるよう予算措置された。

「当面推進すべき児童福祉対策について」意見具申(昭和 43 年 12 月 20 日中央児童福祉審議会答申)

保育所における乳児保育対策

3 保育所における乳児保育に係る職員の設置

(1) 保母定数

本審議会においては、昭和 41 年度及び昭和 42 年度厚生科学研究「保育所における乳児保育実施上の諸要件に関する研究」(研究者 お茶の水大学教授平

井信義外)を基礎として、保母の職務内容の実態及び保母と乳児との間における遊び等を通しての必要な接觸関係等種々検討を行なった結果では、保母 1 人の担当乳児数は 3 人までとする必要がある。なお、先進国における保母定数基準を参照してみても、例えば、英国の保育所においては、2 歳未満児については保母 1 人の担当乳児数が 3 人である。

(参考)

昭和 29 年度及び昭和 30 年度厚生科学研究「保育所の設備と運営…最低基準に関する研究調査報告」「保育所における施設の広さと保母数と児童数との関係が児童及び保育者の心身に及ぼす影響に関する研究」研究責任者 労働科学研究所勝木新次外)

○保母 1 人当りの受持児童数について

① 4~5 才については、保育の面からみても、保母の疲労の面からみても、保母 1 人当り 30 人を限度とみて大過ないと思われる。

② 現行基準では 3~5 才児を一括しているが、この点は問題で、3 才児を保母 1 人当り 30 人の受持とすることは事実上不可能で、疲労調査の結果からみると 20 人が限度と見られ、保母の経験上からの意見でも適正限度が 20 人程度である。

③ 1~2 才児については、…単独保育か共同保育かにより 1 人当り受持児童数の限度も異なってくるように思われるが、保母 1 人当り 2 才児 12~13 人見当、疲労の面からみると 1~3 才児を保母 2 人共同保育の場合 10~12 人に限度があるように見えた。

⑥平成 10 年 2 月 18 日改正(第 33 条第 2 項)

※平成 10 年 4 月適用

保母の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

昭和 43 年 12 月の中央児童福祉審議会答申以来懸案事項であった乳児保育に関して、次の答申を受けて改善が図られ、乳児保育的一般化、すなわち乳児の 3 : 1 体制が確立した。これに伴い、指定乳児保育所は廃止となった。

「児童福祉施設最低基準の改正について」平成 10 年 1 月 30 日中央児童福祉審議会答申

(5)職員要件の見直し

3)保育所

乳児保育的一般化のため、保育所の保母の数を、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上とすること。(第 33 条)

なお、この時「乳児保育的一般化」とともに、次のような「短時間勤務保母の導入」が図られ、一定条件のもとで、パート保母の雇用により柔軟な対応ができるようになった。

その反面、最低基準上の保母定数は常勤保母とする原則が崩れた。

「短時間勤務保母」は、利用児童の多様な保育需要や保育士の多様な勤務形態に係る需要に柔軟に対応できるよう導入されたもので、最低基準上の保母定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保母をもって確保することが原則のところ、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務）の保母を充てても差し支えないという内容であった。

・常勤の保母の総数が、最低基準上の定数の 8 割以上

・各組や各グループに常勤保母が 1 名以上配置

・短時間勤務の保母の勤務時間数が、本来の常勤の保母の勤務時間数を上回ること

（「保育所における短時間勤務の保母の導入について」
(平成 10 年 2 月 18 日児発第 85 号 厚生省児童家庭局長通知)）

⑦平成 12 年 10 月 20 日改正(第 3 条第 4 項)

条文中の「中央児童福祉審議会の意見を開き」を削る。

事務及び事業の減量、効率化のため、中央省庁等の組織改革があり、平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省が発足するとともに、中央児童福祉審議会は廃止され、その機能は社会保障審議会(児童部会)に移された。

この改革の方針に沿って、児童福祉施設最低基準の改正により「中央児童福祉審議会の意見を開き」という規定が削られた。中央児童福祉審議会の機能は継続されたとはいえ、制度発足以来、中央児童福祉審議会と密接な関係を維持しながら最低基準の改善を図ってきたシステムが失われたことは問題であろう。

⑧平成 18 年 9 月 7 日改正(第 33 条第 2 項) ※
平成 18 年 10 月施行

保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね二十人につき一人以上)、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

平成 18 年 6 月 15 日に制定された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提

供の推進に関する法律」により、平成 18 年 10 月 1 日「認定こども園」が発足したが、保育所及び認定こども園の保育所機能についての保育士配置基準に変更はなかった。

(3)措置委託制度と児童福祉最低基準

①民間社会事業と憲法第 89 条との関係

戦前においては、託児所は救貧対策の一環として位置づけられ、国庫の助成は社会事業法第 12 条に基づきその経常費の一部が助成されてきたほか、官内省御下賜金、その他民間助成団体の助成を受けて運営していた。ところが、民設民営の託児所は約 8 割を占めており、戦後、GHQ の指令、続いて憲法第 89 条の規定により、民設の児童福祉事業は、公の支配に属しない、公金支出の禁じられた慈善・博愛の事業に該当すると解釈され、公的助成の途が打ち切られ、多くの保育所の経営は非常な苦境に陥っていた。そこで、民間事業者に対して公費支出の途を開く方式として考え出されたのが社会福祉法人制度であった。

こうして、社会福祉法人の認可を受けた民間保育所は、指導・監査を受けるという公の支配に属することによって、公費支出の途が開かれ、安定運営が可能となったのである。

②措置制度と最低基準

最低基準は、施設・設備などの物的環境条件と職員という人的環境条件からなり、公的サービス提供施設としての質を担保する役割を果たしている。とりわけ、人的環境条件は個人の生活や人格、成長・発達に直接的にかかわるものだけにその質・量は特に重要である。

戦後、児童福祉法施行により、公的保育サービスは、公的責任において措置委託制度のもとで実施されるが、この最低基準が保育内容の均質化と質の保持・向上に大きな役割を果たしてきたことはいうまでもない。さらに、最低基準が、国、地方自治体の公費支出の基

準となっていたこと、つまり、行政が保育所に支出する措置委託費とは、保育所が最低基準を満たすための費用であることも重要な意味を持っている。

こうして保育所は国、地方自治体の指導監督のもとに置かれる一方で、保護者と子どもにとってはよりよい保育環境が保障され、施設経営者にとって安定経営が保障されてきたということができる。

(4)考察

保育所における保育士の配置基準が、当初どのように決められ、その後どのように変遷してきたのか、その背景や経過を見てきた。その結果、現在の配置基準は、科学的、合理的をもって設定され、改善してきたとは言いがたく、政策的に、限られた財源の中で、社会的要請に対応しつつ、その時々の保育活動を追認し、誘導する形で設定してきたと言うことができる。このことは、最低基準が公費負担と表裏一体となっていることに起因するのであろうが、市町村に保育の実施責任があればこそ、最低基準が実質的に実施され、維持された面も見逃せない。

ところで、保育所における保育士の配置数は、利用目的(託児のみ・幼児教育含めて等)、労働・経済・社会的状況(労働時間・給料、社会的要請・意識、国民所得等)、子どもの状況(年齢・発達)、直接待遇職員の能力(資質・経験)などの要因によって規定され、変動することができるが、ひとたび一人の職員の受持ち子ど�数が決まれば、職員の資質(資格で担保)・能力や意欲、経験による差異はあるものの、子どもに対するサービスの量と質は自ずと決まってくるという関係にあるようと思われる。

制定 60 年を経て、今なお、最低基準は保育事業、保育活動の基盤をなし、実際にそれらを規定している。最低基準の設定に「児童福祉審議会の意見を聞き」という規定が削ら

れて久しい。60年前、最低基準の政策担当者は「ゾルレンの要求を含めつつ、しかもザインの実情からも遊離しない」ことに腐心していた。子どもの安全と安心、そして子どもの健やかな育ちを保障する「最低基準」に、保育実践にかかる「ザインの実情」と「ゾルレンの要求」を制度的に反映させるシステムの回復・構築が望まれるところである。

(参考・引用文献)

- 「日本の保育制度」フレーベル館 岡田正章 昭和 45 年
- 「児童福祉法成立資料集成(上巻・下巻)」ドメス出版 昭和 53、54 年
- 「児童福祉三十年の歩み」日本児童問題調査会 昭和 53 年
- 「児童福祉十年の歩み」日本児童問題調査会 昭和 34 年
- 「戦後保育所の歴史」全国社会福祉協議会 昭和 53 年
- 「児童福祉の諸問題」川嶋三郎編 昭和 25 年
- 「児童保護事業」伊藤清 社会事業叢書第六卷 昭和 14 年
- 「戦前日本社会事業調査資料集成 第五巻 児童保護」勁草書房 社会福祉調査研究会編 1990 年 4 月
- 「児童福祉行政の焦点」さらら書房 一番ヶ瀬康子・寺脇隆夫 昭和 50 年
- 「保育所の現状」厚生省児童局 昭和 39 年
- 「日本の児童問題」新樹出版 浦部史 昭和 51 年
- 「児童福祉」厚生省児童局 東洋館 昭和 23 年
- 「厚生省二十年史」厚生問題研究会 昭和 45 年
- 「保育所運営要領」厚生省児童局編 昭和 25 年
- 「保育所の運営」厚生省児童局保育課編 昭和 29 年

「保育所のあゆみと現況」厚生省児童局監修 昭和 32 年

「保育所の設備と運営…最低基準に関する研究調査報告」厚生省児童局編 昭和 29 年

「保育所の設備と運営…最低基準に関する研究調査報告(続)」厚生省児童局編 昭和 31 年

「保育所のしおり」厚生省児童局編 昭和 29 年

「託児所経営の理論と実際」植村義一郎 昭和 9 年 現代日本児童問題文献選集 14 所収

「児童福祉法の解説と運用」高田正巳 昭和 26 年 児童福祉基本法制 第 8 卷 所収

児童福祉施設最低基準制定の変遷（保育所保育士配置関係）

根 拠 省 令	保 育 所	保育所以外の児童福祉施設 (乳児院)	児童福祉審議会答申等	備 考
保母の数は、乳児又は満二歳に満たない幼児おおむね十人につき一人以上、満二歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。(第 53 条第 2 項)	保母の数は、乳児又は満二歳に満たない幼児おおむね十人につき一人以上、満二歳以上の幼児おおむね三十三人につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。(第 53 条第 2 項)	看護婦の数は、おおむね乳児三人につき一人以上とする。(第 34 条第 3 項) 看護婦は、乳児の養育に相当の経験を有する女子をもつてこれに代えることができる。但し、その総数の三分の一は、乳児のほ育に習熟した看護婦でなければならぬ。(第 34 条第 4 項)	「児童福祉施設最低基準案」 昭和 22 年 12 月 22 日日本社会事業協会児童部 ○保育所最低基準 第 5 職員 乳幼児担当数 満二歳未満 5 人 満三歳未満 10 人 満四歳未満 20 人 満五歳未満 25 人 満六歳未満 30 人 (養護施設) 児童指導員及び保母の総数は、通じて、おおむね児童十人につき一人以上とする。(第 68 条第 3 項)	<児童福祉施設最低基準案> 昭和 22 年 8 月 11 日児童福祉法案国会提出 昭和 22 年 11 月 21 日児童福祉法成立 昭和 22 年 11 月 28 日日本社会事業協会「児童福祉施設最低基準案」の作成を委嘱される。 昭和 22 年 12 月 12 日児童福祉法公布 昭和 22 年 12 月 22 日日本社会事業協会児童部「児童福祉施設最低基準案」提出 昭和 23 年 3 月 31 日児童福祉施行令、児童福祉施設規則制定 昭和 23 年 4 月 22 日 第一回児童福祉委員会開催 昭和 23 年 5 月 15 日 児童福祉施設最低基準案作成 昭和 23 年 6 月 3 日 中央児童福祉委員会、GHQ へ「児童福祉施設に対する政府援助に関する決議(最低基準について)」提出 ○養護施設最低基準 15-20 人に保母 2 人

		20~30人に保母 3人	昭和23年9月3日GHQ「児童福祉施設最低基準令」を許可 ○あとがき 本基準は児童福祉施設が児童の福祉を実現するために、必要にして次くことの出来ない科学的、実験的の最低基準である。
昭和39年 05月 11日厚生省令第21号	(乳児院)	「児童福祉施設最低基準の改善に関する意見具申」昭和37年7月16日中央児童福祉審議会 「児童福祉施設最低基準改訂の中間報告」(厚生省(昭和37年度版)所収)白書(昭和37年度版)所収)運営の近代化により、昭和23年に制定されたままの現行基準では適正を欠くに至ったので、35年8月以来検討を続けていたが、37年7月とりあえず職員の数について意見を取りまとめ、中間報告が行なわれた。	<幼稚園設置基準の沿革> ○幼稚園令(大正15年4月22日勅令第74号) 第七条 幼稚園ニハ園長及相当員數ノ保母ヲ置クヘシ ○幼稚園令施行規則(大正15年4月22日勅令第17号) 第四条 保母一人ノ保育スル幼児數ハ約四十人以下トス ○学校教育法施行(昭和22年3月31日) 幼稚園令廃止。 ○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日) 第75条 幼稚園の毎学年の教育週數は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない ○「幼稚園基準について」昭
	(養護施設)	児童指導員及び保母の総数は、通じて、おむね児童九人につき一人以上とする。(第68条第3項) 4月適用	

		で、まず職員の実態、業種間の均衡、労働基準法や他法令との関係に留意し、次の根本方針に沿つて検討が加えられた。 (ア) 施設内児童処遇の適正化 (イ) 職員の労務管理の合理化	和 27 年 5 月 21 日文部事務次官通知 幼稚園の教育日数は、毎学年二百日以上とする。 ・一日の教育時数は、四時間を原則とする。 ・一組の児童数 幼稚園の一組の児童数は、四十人以下を原則とする。 ○幼稚園設置基準(昭和 31 年 12 月 13 日文部省令) 第 3 条 一学級の児童数は、四十人以下を原則とする。 ○幼稚園設置基準改正(平成 7 年 2 月 8 日) すなわち、上方針に基づいて、国民生活の向上発展に適応せしめて児童福祉をじゅうぶん保障するとともに、国民の経済的負担から許容できる限界に留意しながら現行の行政方針に即して定数を検討した。	12 業種にわたる施設のうち助産施設と児童厚生施設を除き 10 施設について決定をみたのであるが、各業種につきおもなる改善内容を抄記すると次のとおりである。 ○養護施設両者を通じて児童 8 人につき 1 人 ○乳児院・两者を通じて乳児 2.5 人につき 1 人 ただし、総数の 1/3 以上は
昭和 40 年 12 月 28 日厚生省令第 55 号	保母の数は、乳児又は満三歳に満たない幼児おおむね八人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。但し、保育所一につき二人を下ることはできない。(第 53 条第 2 項)※昭和 40 年 4 月適用			

			保健婦または看護婦とする。 ○保育所・3歳未満児6人に つき1人、3歳児20人につ き1人、4歳児以上30人に つき1人
昭和 42 年 10 月 11 日厚生省 令第 46 号	保母の数は、乳児又は満三歳 に満たない幼児おむね六 人につき一人以上、満三歳以 上の幼児おむね三十人に つき一人以上とする。但し、 保育所一につき二人を下る ことはできない。(第 53 条第 2 項)※昭和 42 年 4 月適用	(養護施設) 児童指導員及び保母の総 数は、通じて、おむね児童 八人につき一人以上とす る。(第 68 条第 3 項)	
昭和 44 年 05 月 20 日厚生省 令第 12 号	保母の数は、乳児又は満三歳 に満たない幼児おむね六 人につき一人以上、満三歳以 上の満四歳に満たない幼児お むね二十人につき一人以 上、満四歳以上の幼児おむね 三十人につき一人以上と する。ただし、保育所一につ き二人を下ることはできな い。(第 53 条第 2 項)※昭和 44 年 4 月適用	「当面推進すべき児童福祉 対策について」意見具申(昭 和 43 年 12 月 20 日中央児童 福祉審議会答申) 保育所における乳児保育 対策 3 保育所における乳児保育 に係る職員の設置 (1)保母定数 本審議会においては、昭和 41 年度及び昭和 42 年度厚 生科学研究「保育所における 乳児保育実施上の諸要件に 関する研究」(研究者お茶の 水大学教授平井信義外)を基	

		<p>確として、保母の職務内容の実態及び保母と乳児との間における遊び等を通じての必要な接觸関係等種々検討を行なった結果では、保母 1 人の担当乳児数は 3 人までとする必要がある。なお、先進国における保母定数基準を参照してみても、例えば、英国の保育所においては、2 歳未満児については保母 1 人の担当乳児数が 3 人である。</p>	
昭和 45 年 07 月 20 日厚生省 令第 45 号	(乳児院)	<p>「緊急に実施すべき児童福祉及び母子保健施策について」(意見具申)昭和 45 年 12 月 16 日中央児童福祉審議会 5 児童福祉施設等の運営管理について (3)運営管理体制の問題 ア 職員定数の改定 当面の指置として施設職員の定数について早急に次のことおり改善する必要がある。</p> <p>(第 34 条第 4 項)</p> <p>(養護施設) 児童指導員及び保母の総数は、通じて、満三歳に満たない</p>	
		<p>看護婦の数は、おおむね乳児二人につき一人以上とする。(第 34 条第 3 項) 看護婦は、乳児の養育に相当の経験を有する女子をもつてこれに代えることができるので、その総数の三分の一は、乳児のほ育に習熟した看護婦でなければならない。</p> <p>(第 34 条第 4 項)</p> <p>ア)養護施設にあっては児童指導員及び保母の総数は、3 歳未満児 3 人ににつき 1 人以</p>	

	ない幼児おおむね三人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね六人につき一人以上、少年おおむね八人につき一人以上とする。(第 68 条 第 3 項)	上、3 歳以上の 6 歳未満児 5 人につき 1 人以上、6 歳以上 7 人につき 1 人以上とすること。 (キ)保育所にあっては、定員 60 人以下の施設に対し、非常勤保母を配置すること。
昭和 48 年 04 月 26 日厚生省令第 20 号	(養護施設) 児童指導員及び保母の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね三人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね五人につき一人以上、少年おおむね七人につき一人以上とする。(第 68 条 第 3 項)	「今後推進すべき児童福祉対策について」(答申昭和 49 年 11 月 28 日中央児童福祉審議会 3 保育所の最低基準の改善 「保母の増員について は、さきに中間答申で意見を提出したところであるが、今後年齢を異にする児童集団による混合保育あるいはたてわり保育等をも含む保育方法を実施できるようすべきである。それには三歳未満児及び三歳以上児のそれぞれについて、保母の定数の基準をできる限り科学的根拠に基づいて策定し、具体化していくべきである。」
昭和 54 年 05 月 01 日厚生省令第 19 号	(乳兒院) 看護婦の数は、おおむね乳児の数を一・七で除した数以	